

償却資産簡易申告について

柏崎市では、今年度から既に課税台帳に登録されている方のうち、本案内文書が封入されていた方（前年度の申告内容で、免税点未満（償却資産に係る課税標準額の合計が150万円未満））向けに、償却資産の簡易申告（オンライン申請）サイトを作成しました。

以下に記載の「対象者」に当てはまる方は、簡易申告が可能となりますので、御活用ください。

フォームから必要項目を入力いただくことで、紙面の郵送やeLTAXによる申告等は不要となります。

○対象者

「柏崎市に申告すべき資産がない（柏崎市内に償却資産を保有していない）方」
もしくは、
「令和5(2023)年度中に新規に取得した資産や除却した資産がない方」

○簡易申告の方法

以下のQRコードを読み取り、必要項目を入力してください。



○留意点

- ・ 簡易申告（オンライン申告）が難しい場合や、令和5(2023)年度中に増減した資産がある場合、所在地・納税通知書の送付先及び申告者名等が変わった場合には、従来どおりの紙面の郵送やeLTAX申告等をお願いします。
- ・ 令和5(2023)年度以前の申告内容に誤りがあった場合には、紙面の郵送やeLTAX申告等をお願いします。